

静岡県採用委員会事務局の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第41号

静岡県採用委員会事務局の設置等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県採用委員会事務局の設置等に関する規則（平成17年静岡県規則第75号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事務局長)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 局長は、委員会の権限に属する事項については委員会の会長の命を、服務その他委員会の権限に属さない事項については知事の命を受けて所掌事務を統括し、所属職員（以下「職員」という。）を指揮監督する。</p> <p>(審理調整課及び職等)</p> <p><b>第5条</b> 事務局に<u>審理調整課</u>（以下「課」という。）を置き、課に<u>審理調整班</u>（以下「班」という。）を置く。</p> <p>2 <u>課に課長を、班に班長を置く。</u></p> <p>3 前項に規定する職のほか、<u>課に主幹、副班長、主査、主任又は主事を置く。</u></p> <p>4 <u>課長は、上司の命を受けて課の所掌事務を統括し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p>5 <u>班長は、上司の命を受けて班の所掌事務を統括し、班員の分担事務及び班員を監督する。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>副班長は、上司の命を受けて分担事務を処理するとともに、班の所掌事務を総括整理する。</u></p> <p>8 (略)</p>	<p>(事務局長)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 局長は、委員会の権限に属する事項については委員会の会長の命を、服務その他委員会の権限に属さない事項については知事の命を受けて所掌事務を統括し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(職等)</p> <p><b>第5条</b> 事務局に、<u>次長</u>を置く。</p> <p>2 前項に規定する職のほか、<u>事務局に主幹、主査、主任又は主事を置く。</u></p> <p>3 <u>次長は、上司の命を受けて所掌事務を総括整理し、局長を補佐する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。